

【注意事項です→まず初めにご確認下さい】

【1】 事業所の新規登録はお済みですか？（一旦ご登録頂ければ期限なく有効です）

【2】 東京中央地域産業保健センター（以下当センター）への電話による事前連絡はお済みですか？（電話で事前連絡頂きませんと申込が無効になります）

【必要な手続きと書類（4）-2】

→ 【高ストレス者に対する面接指導（本人面接）】

【1】 事前相談後の「高ストレス者ご本人との面接」の流れ

事前相談終了後、高ストレス者ご本人との面談を下記要領で実施します。

①ストレスチェック制度の事前面談の際、高ストレス者面談に必要な書類をご案内いたしますが、そのうちの「高ストレス者の医師による面接指導申込書」については、貴法人にて署名・押印の上、「**原本**」を当センターまでご郵送ください。

[必要書類\(4\)-2-1「高ストレス者の医師による面接指導申込書」](#)は、別紙PDFを印刷してお使い下さい。

②上記の書類がセンターに到着次第、高ストレス者ご本人との面談日を決定するために、健康相談開設日（面接候補日）をFAXします。なお、本人面談を行うための「健康相談・面談指導利用申込書」も合わせてFAXいたしますので、ご記入のうえご返送下さい。

③FAXされた候補日のうち、面談希望日をFAXにてご返送下さい。

④最終面談日が決定しだい、センターから「最終確定日を記載したFAX」を送付いたします。

⑤面談日当日の指定された時間に面談場所までお越しください。

→面談はおおよそ一人60分を予定しています。

⑥[FAX送付先および面談実施場所](#)はトップページに記載しております。

【2】 面接指導当日、ご担当者様に持参頂く書類

●（様式地4）医師による面接指導申出書 【ご本人がご記入下さい】

→[必要書類\(4\)-2-2](#)は別紙PDFを印刷してお使い下さい。

●（様式地5）労働時間等に関するチェックリスト 【貴法人のご担当者をご記入下さい】

→[必要書類\(4\)-2-3](#)は別紙PDFを印刷してお使い下さい。

●健康診断結果票（写し）

●ストレスチェック結果票

【3】 注意事項

○当センターの利用は無料ですが、利用回数に制限があります。事業年度（4月～翌年3月）のなかで、1事業所あたり2回までです。

○中央区・千代田区・文京区・伊豆諸島以外の、他地域の支店等に所属の労働者の面談については、当該事業所が所在する地域の地域産業保健センターをご利用下さい。